

福島県立だて支援学校LAN敷設業務仕様書

1 業務の名称

福島県立だて支援学校LAN敷設業務一式

2 業務の概要・目的

福島県立だて支援学校（以下「学校」という。）のLAN（無線LAN含む）敷設を円滑に実施することを目的とする。

なお、業務の遂行に当たっては、業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、業務に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を上げなければならない。

3 履行場所

福島県立だて支援学校 福島県伊達市保原町大泉字大館 78

4 委託期間

契約締結の日から令和4年3月25日（金）まで

学校は現在建築工事中であり、LAN敷設の実施に当たっては、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が別途協議の上で業務を行うものとする。

5 業務内容

業務内容については、別紙「LAN敷設業務細目」のとおりとする。

6 作業計画書等

乙は、業務実施に当たり、次の書類を甲が別途指定する日までに提出し、承認を受けることとする（様式は任意とする。）。

(1) 着手届

(2) 作業計画書

ア 業務工程表及び作業時間予定表

イ 業務体制表

ウ 責任者等届

(3) その他甲が指示する必要な書類

7 作業日時

(1) 乙が行う作業は、原則として土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までに実施するものとする。

(2) (1)の日時以外に作業の必要が生じた場合、乙は甲の承認を得て作業を行うものとする。

8 安全確保

乙は、業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、第三者のほか、甲の担当者、その他関係者の安全確保に万全を期すとともに、事故防止に努めること。

9 事故の防止及び補償

乙は、業務中において乙の責めに帰すべき理由により、次に掲げる(1)から(4)の人身事故、物損事故、業務対象物品の破損・遺失等の事故が発生した場合、その損害の補償等を乙の責任において行うものとする。

- (1) 第三者、甲の担当者その他関係者及び乙の従業員の人身事故
- (2) 作業車両等による全ての人身事故
- (3) 作業場所の建物、設備に対する物損事故
- (4) その他本業務の乙の責めに帰すべき事由による事故

10 遵守事項

乙は、業務の実施にあたり次の(1)から(3)の事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、業務の従事者をあらかじめ甲に届けること（上記6(2)イの業務体制表に記入すること）。また、従事者に氏名札、腕章等を着用させ当該者が本業務の従事者であることを明らかにすること。
- (2) 本業務に関係のない場所にみだりに立ち入らないこと。
- (3) 業務に際しては、近隣住民に迷惑をかけないように最大限配慮すること。

11 完了報告

乙は、本業務が完了したときは、業務完了報告書を提出し、甲の検査を受けること。業務完了報告書には、下記の資料を添付すること。

- (1) 完成図書（ネットワーク機器の設定内容）
- (2) 作業前後の作業状況を撮影した写真
紙（4部）及びデジタルデータの両方を提出すること。
- (3) 障害発生時の連絡先、体制表
- (4) マニュアル
 - ア 無線利用時の接続マニュアル
 - イ 専用ソフトウェアの利用マニュアル
- (5) その他甲が指示する必要な書類

12 その他

- (1) 作業の準備、機器の設置や、LAN敷設作業等について、十分に甲と協議・調整しながら作業を行うこと。
- (2) 本業務の導入機器は業務完了後、甲へ引き渡すこと。
- (3) 本仕様書等に定めのない事項については、業務を円滑に実施するために、その都度、甲と乙が協議してこれを定めるものとする。